

町 長	副町長	課 長	主 幹	担 当	合 議

別記様式第4号

会 議 等 結 果 報 告 書			
会議区分	会 議 ・ 打 合 せ ・ 協 議	文書番号	284
		決裁期日	平成 24 年 5 月 16 日
名 称	第 2 回特別職報酬等審議会		
日 時	平成 24 年 5 月 15 日(火) 18 時 30 分 ~ 20 時 45 分		
場 所	役場 3 階 第 3 会議室		
出席者	町長、田中総務課長、石田総務班主幹、高橋主査 委員 10 名		
内 容	<p>会長あいさつのあと、前回 2 名の委員が欠席しているため、これまでの審議経過と追加資料について総務課長から説明し審議が進められる。</p> <p><委員審議></p> <p>会 長：議論の進め方についてどうするか。考え方として、副町長・教育長については、職員から選任されている実態からすると、生活給と考える必要もあることから、一般職と比較してまず検討し、その後、町長・議員について検討する 2 段階で議論してはと考える。また、職員給与が引き下がってきている現状があるので、一定程度の引き下げはやむを得ないと思うが、意見を述べていただきたい。</p> <p>佐川委員：人口比率で 1 人あたりの単価を出すとバラつきがあるが、人口が多いと単価は下がる。町村それぞれの考え方はあるが、厳しい状況の中で上げる方向にはないと思う。また、大きな削減も難しいので若干の引下げを検討してはどうか。</p> <p>菅野委員：上川管内の類似団体は美瑛町だけである。美瑛町と大きな差が出るのはどうなのか。町長については、本則 750,000 円が高いとは思えない。ただ、町長の諮問理由からは上げるという答申を求めているとは思えない。</p> <p>会 長：本町は、自衛隊が駐屯している特殊事情もある。とりあえず、職員との比較から副町長・教育長の報酬について考えてみたい。</p> <p>北川委員：月給で見ると管内平均より上位だが、加算率や期末手当等から年総額は管内で平均的な額となっている。</p> <p>本田邦委員：管内類似団体の美瑛町と年総額で比較すると、大きな差が生じている。一般職の減額改定や手当率を特別職にあてはめて、スライドするのはおかしい。決して高くはないと考える。</p> <p>菅野委員：私も賛成である。</p>		

川上委員：本則と暫定措置とどちらで議論すべきか。

会 長：本則で議論することで良い。

荒田委員：職員の減額改定を意識すると、下げることの連鎖が起こる。公務員の給与が下がる傾向も続いている。引き下げることにより、他の町村の議論に反映され、これも下げることの連鎖に繋がる。あきらかに下げる理由がない時に下げるべきではない。地域に与える影響も大きいと考える。

本田健委員：財政状況を理解するべきである。財政の状況に応じて、報酬等を検討すべきではないか。

事務局：現時点における本町の財政状況は、一定程度健全な財政を維持しているところであるが、財源は地方交付税など依存財源に委ねる脆弱な構造にあり、地方財政対策の影響に大きく左右される状況にある。

会 長：現在の財政状況、近隣及び類似団体等の状況を比較しても、決して高いとは思えないところである。

北川委員：報酬を下げると、荒田委員の言うように下げる連鎖が起こるのではないかと思う。一定額下げても、年総額での効果額はわずかである。年総額での比較から検討すべきではないかと考える。

菅野委員：町長が現在暫定で下げている理由がわからない。

本田邦委員：特別職3人分の相当額を引き下げても、新規採用職員1人分にも満たない状況であり、下げることが行政と町民のためになるとは考えられない。

藤田委員：財政が許すのであれば、上げるのは難しくても現状維持程度は必要ではないか。

会 長：地域への影響や期待も込めて、削減の意見は少ないようである。

荒田委員：個人的には、100円でも上げて針のむしろで働いて頂きたい。

本田健委員：本則規定に戻して、大いに仕事をして頂いて地域の活性化を図られることを期待したい。

会 長：審議会の全体的な意見としては、本則に戻すことが妥当ではないかという意見が多いようである。暫定で引き下げを実施することは、町長自ら実施することであって意見を言うべきではないが、現実として暫定措置が2年以上にわたり続いており、本則に戻すということは町民からすると給料が上がるという見方にもなる。

5分休憩

会 長：これまでの審議の状況、また前回の審議会から7年経過していることなども踏まえて、本則に戻すべきか、暫定規定を本則とすべきか、あたりで整理したい。

北川委員：本則に戻すべきだと考える。特別職の給料は責任給であり一般職と比較すべき給料ではない。

会 長：ただ、この7年間の中では、一般職、特に課長職は12%以上の引き下げとなっており、町長が暫定措置をとっていることも理解できる。

立崎委員：本則に戻すとなれば、7月1日になるのか12月26日からとなるのか。12月26日以降であれば、自動的に本則規定に戻ることになる。

会 長：特別職3役の報酬額は、本則に戻す 暫定を本則とする のどちら

かで意見をまとめたいと考えている。次回の審議会において、最終決定することによいか。

委員：(賛成)

会長：次に議員報酬について議論したい。議員については、定数のあり方と合わせて考える課題ではないかと考えている。

荒田委員：様々な立場の人が議員となり(定数の増)、まちづくりの方向性を議論されることが望ましいと考えるが、現実的には、生活条件が整っておりタイミングに恵まれた方しか、立候補は難しいと思う。

川上委員：今の時代、上げる議論は難しいと考える。下げる要因や下げるような額にあるわけではない。

会長：昨年の議員選挙の状況をみていると、報酬額より定数に問題があるのではないかと考える。定数を下げて報酬額を上げる方向も必要ではないかと思う。現状維持が妥当ということが、全体意見として受けとめてよるしいか。

委員：(賛成)

今後の審議日程について

会長：最終的な議論(答申)は、次回(5月31日)にすることを全体で確認する。6月議会に上程する予定であることから、31日に答申内容を決定する。なお、答申書の町長への提出は、町長と日程調整し6月上旬に予定したい。

(次回開催 5月31日 18時30分からとする)

その他

(次回、答申書に押印願いたいので、印鑑を持参するよう説明)

会長：以上で本日の会議を閉じる。

(20時45分終了)